

加賀市手話奉仕員養成講座の開催について

○手話奉仕員養成講座について

手話奉仕員養成講座(計80時間のカリキュラム＝厚労省の規定)

・入門編(35 時間)

相手の簡単な手話が理解でき、手話で挨拶、自己紹介程度の会話が可能なレベル

・基礎編(45時間)

相手の手話が理解でき、特定の聴覚障害者と手話で日常会話が可能なレベル

↓

基礎編の修了者は、石川県手話通訳者養成講座に進める

【加賀市手話奉仕員養成講座】

【石川県手話通訳者養成講座】

入門編 ⇒ 基礎編
(1年) (1年)

⇒

手話通訳Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
(計3年)

⇒

全国統一試験

⇒

手話通訳者

○加賀市での手話奉仕員養成講座の開催について

【令和元年度まで】

入門編と基礎編の両方を毎年開催(令和元年度受講者＝入門編 9名、基礎編 5名)

※手話を学びたい希望者が切れ目なく受講できるよう、入門編を毎年開催にしたことで基礎編も毎年開催となった

【令和2年度】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、入門編、基礎編の開催を中止。入門編の修了者は、基礎編を受講できなかった。

【令和3年度】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、昨年度と同様に開催中止。

【令和4年度】

新型コロナウイルス感染症の感染予防を行いながら、入門編を再開(＝基礎編は実施せず)。

※令和元年度の入門編修了者は、2年のブランクがあることから、入門編の再受講を案内

○これまでの手話奉仕員養成講座の課題

・入門編の受講で終える修了者がいる

・基礎編を修了した受講生が、次の石川県手話通訳者養成講座に進むことが少ない

・修了後の受講生が、手話サークルにつながるが少ない

⇒入門編と基礎編を両方開催することで受講生が増えるメリットがある一方で、フォローアップや受講生との関わりが希薄になるデメリットもあり、結果的に受講生が離れていく一因になっているのではないかと。

○令和5年度の手話奉仕員養成講座について(案)

入門編と基礎編を隔年開催と変更する(＝令和5年度は基礎編のみで入門編を行わない)。

受講生が減るデメリットはあるが、これまで受講生が多いことで手が回らず希薄であった学習支援や関係性の構築などを行うことで、受講生を着実に次のステップに進めたり、手話サークルの参加につなげたりするよう、取り組んでいきたい。